

文京シビックセンター展望ラウンジ等壁面広告掲出取扱要領

23文施施第36号平成23年4月25日部長決定

24文施施第47号平成24年5月31日部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、文京シビックセンター25階展望ラウンジ及び地下2階の壁面（以下「広告媒体」という。）に、民間企業等の広告を掲出することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の基準)

第2条 広告媒体への広告の掲出は、区の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲出をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性（選挙に関係するものを含む。）のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲出する広告として適当でないと認められるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲出できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲出の募集)

第3条 広告掲出の募集は、区報、区ホームページ等により行うものとする。

2 広告掲出の募集に当たっては、広告の規格、掲出方法、掲出期間その他広告掲出に必要な事項及び条件を明示しなければならない。

(広告掲出の申込み)

第4条 広告掲出を希望する者は、文京シビックセンター壁面広告掲出申込書（別記様式第1号）に掲出しようとする広告の見本を添えて、区長に提出するものとする。

(広告掲出者の決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込者及び申込みに係る広告内容について、第2条の規定及び同条第3項の規定により定める基準に基づき審査し、広告掲出者を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により広告掲出者の決定をしたときは、文京シビックセンター壁面
広告掲出（不掲出）決定通知書（別記様式第2号）により、広告掲出を申し込んだ者に通
知するものとする。

（契約の締結）

第6条 区長は、広告掲出者と文京シビックセンター壁面への広告掲出に関する契約書（別
記様式第3号）により契約を締結するものとする。

（行政財産の使用許可）

第7条 広告掲出者は、広告を掲出しようとするときは、文京区公有財産管理規則（昭和3
9年4月文京区規則第12号）の規定に基づき、事前に行政財産の使用許可を受けなくて
はならない。

（広告掲出料）

第8条 広告掲出に伴い広告掲出者が区に納付する広告掲出料（消費税及び地方消費税を含
む。）は、次の各号に定めるものを合算したものとする。

(1) 広告料 広告掲出の取扱いに係る料金で、類似広告の市場価格等を勘案して、施設管
理部長が別に定めるものとする。

(2) 使用料 広告掲出に伴う行政財産の使用許可に係る料金で、文京区行政財産使用料条
例（昭和39年3月文京区条例第9号）の規定に基づき算定したものとする。

2 広告掲出者は、前項の広告掲出料を区長の指定する期日までに一括で前納するものとす
る。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 既納の広告掲出料は、返納しない。ただし、広告掲出者の責めに帰することができない事
由により、広告の掲出を中止し、又は広告の掲出に係る契約を解除したときは、この限り
でない。

（広告掲出者の責務）

第9条 広告掲出者は、広告掲出者自ら及び広告の内容が、この要領及び第2条第3項の規
定による基準に反するものでないことを区長に対して保証し、区長からその証明を求めら
れた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。

2 広告掲出者は、広告掲出者に関すること及び広告の内容につき、区長から説明を求めら
れた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。

3 広告掲出者は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告掲出者の責任及び
負担において解決しなければならない。

（広告掲出の取消し）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項に規定する広告掲
出の決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲出者が第6条に規定する契約を締結しないとき。

(2) 広告掲出者が区長が指定する期日までに広告掲出料を納付しなかったとき。

(3) 行政財産の使用許可を取り消したとき。

(4) 広告掲出終了までの期間に、広告掲出者自ら又は広告の内容がこの要領及び第2条第
3項の規定による基準に反したとき。

(5) 次条第2項に規定する広告掲出取下書の提出があったとき。

(6) その他区長が必要があると認めたとき。

2 区長は、前項の規定により広告掲出の決定を取り消したときは、文京シビックセンター壁面広告掲出決定取消通知書（別記様式第4号）により、広告掲出者に通知するものとする。

3 第1項第1号から同項第5号までの事由に該当したことにより、広告の撤去等が必要となったときは、その費用は広告掲出者が負うものとする。

（広告掲出の取下げ）

第11条 広告掲出者は、自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 広告掲出者は前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、文京シビックセンター壁面広告掲出取下書（別記様式第5号）を区長に提出するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、広告媒体に民間企業等の広告を掲出することに関し必要な事項は、施設管理部長が定める。

付 則

この要領は、平成23年4月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

文京区長 殿

文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出申込書

文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出取扱要領第 4 条の規定により、広告の見本を添えて、次のとおり申し込みます。

申 込 者	所 在 地		
	名 称		
	代表者職名・氏名		㊟
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話番号	
		ファックス	
		E メール	
	業 種		
ホームページ		http://	
広告名称			
掲出希望期間		年 月 日から 年 月 日まで	
掲出希望箇所		箇所	
広告の内容及び仕様		【広告の内容及び仕様が確定していれば、その概要を以下に記載してください。】	
添付資料		・ 掲出予定広告の見本（必須） ・ ・	
備考			

別記様式第2号（第5条関係）

文施施第 号
年 月 日

様

文京区長 印

文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出（不掲出）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった文京シビックセンター展望ラウンジ壁面への広告掲出について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分（該当する方に○を付けてあります。）

- ・ 広告掲出をすることに決定しました。
- ・ 広告掲出をしないことに決定しました。

（理由）

2 広告掲出箇所

文京シビックセンター25階展望ラウンジ壁面 箇所

3 広告掲出期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 広告掲出料

金 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳） 広告料 円× 月＝ 円

使用料 円

5 広告掲出料納付期限

年 月 日

別記様式第3号（第6条関係）

文京シビックセンター展望ラウンジ壁面への広告掲出に関する契約書

文京区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、文京シビックセンター25階展望ラウンジ壁面に掲出する広告について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、文京シビックセンター25階展望ラウンジ壁面を広告掲出面として提供し、乙に広告を掲出させるものとする。

2 乙は、この契約書のほか、文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出取扱要領（以下「要領」という。）及び文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出取扱基準（以下「基準」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告の掲出を行わなければならない。

（広告掲出物件の用途）

第2条 乙は、前条に規定する広告掲出面を広告掲出のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡をし、貸し付け、又は承継させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

（広告掲出期間）

第4条 広告掲出の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、要領第8条第1項第1号の広告料及び要領第8条第1項第2号の使用料を合算した金 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の広告料及び使用料の内訳は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告料 金 円

(2) 使用料 金 円

2 乙は、前2項の広告料及び使用料については甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入しなければならない。

（甲の解除権）

第6条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

(1) 指定期日までに納入されるべき額が納入されないとき。

(2) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により甲が損害を受けた場合には、その損害

に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(広告内容の責任)

第7条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反しないこと、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。

- 2 甲が乙の作成した広告を掲出したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(広告の作成等)

第8条 広告は、乙の責任及び負担で作成する。

- 2 乙は、作成した広告を、当該広告を掲出しようとする日から起算して20日前までに甲に提出し、広告の内容等について甲の確認を受けなければ、掲出してはならない。

- 3 乙は、前項に規定する確認において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲出及び撤去等)

第9条 広告の掲出及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

- 2 前項の掲出及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(広告の維持管理)

第10条 掲出中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告内容等の変更)

第11条 乙は、掲出中の広告の内容等を変更することができる。

- 2 前項の場合においては、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「掲出」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

第12条 甲は、掲出中の広告の内容等が、要領及び基準の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

- 3 乙は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(遵守事項)

第14条 甲・乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 本契約の各事項の解釈について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、要領及び基準の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議の上定める。

甲と乙は、本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地 東京都文京区春日一丁目16番21号
名 称 文京区
代表者 文京区長 

乙 所在地
名 称
代表者 

別記様式第4号（第10条関係）

文施施第 号
年 月 日

様

文京区長

印

文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出決定取消通知書

年 月 日付 文施施第 号により決定通知した広告掲出について、文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出取扱要領第10条第2項の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 広告名称

2 取消理由

別記様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

文京区長 殿

文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出取下書

年 月 日付 文施設第 号により決定通知のあった広告掲出について、文京シビックセンター展望ラウンジ壁面広告掲出取扱要領第 1 1 条の規定により、次のとおり取り下げます。

申 込 者	所 在 地		
	名 称		
	代表者職名・氏名		㊟
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話番号	
		ファックス	
		E メール	
	業 種		
	ホームページ		http://
広告名称			
取下理由			